

【重要事項説明書】

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 佐伯さつき会
- (2) 法人所在地 広島県廿日市市津田854番地
- (3) 電話番号 0829-72-2700
- (4) 代表者氏名 理事長 吉田 久美子
- (5) 設立年月日 平成7年9月14日

2 事業所の概要

(1) 事業所

平成20年9月1日県知事指定

事業種類	事業所名称	指定番号
通所介護	デイサービスセンターゆうわせせらぎ園	3472700834

*第1号通所事業(介護予防)を併設して実施します。定員等は第1号通所事業を含みます。

*利用者により、サービスが異なる場合があります。

(2) 事業所の目的

介護保険法令に従い、要介護状態となった場合においても、ご契約者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(3) 事業所の所在地 広島県廿日市市友田280番地 TEL0829-74-4700

(4) 管理者 山崎 文江

(5) 運営方針

- ・必要に応じた良質の介護・介助
- ・自己決定を尊重した自立への援助

(6) 通常の事業の実施地域廿日市市の次の地域

玖島・峠・永原・友田・河津原・津田・浅原・栗栖・飯山・中道・虫所山

(7) 営業日・営業時間・利用定員

営業日	受付時間	通常サービス提供時間	利用定員
月曜～土曜・祝日	8:30～17:30	10:00～15:15	30人

※12月31日～翌年1月3日 休業しています

3 職員の配置状況

当事業所では、次の勤務体制でサービス提供を行います。

＜配置職員の職種＞

職 種	勤務形態	人数	勤務時間	備 考
管理者	常勤兼務	1 名	8：30～17：30	
生活相談員	常勤専従	1 名	8：30～17：30	1 名をサービス提供時間帯に配置します。
	非常勤兼務	2 名	8：30～17：30	
	非常勤兼務	3 名	8：30～16：30	
介護職員	常勤兼務	1 名	8：30～17：30	利用者 15 名まで 1 名、30 人まで 4 名以上を標準的サービス提供時間に乗じた時間数の職員を配置します
	非常勤兼務	4 名	8：30～17：30	
	非常勤兼務	3 名	8：30～16：30	
看護職員	常勤兼務	1 名	8：30～17：30	1 名以上を配置し、健康管理等を行ないます。
	非常勤兼務	2 名	8：30：17：30	
機能訓練指導員	常勤兼務	1 名	8：30～17：30	看護職員が、機能訓練を行ないます。
	非常勤兼務	2 名	8：30～17：30	

4 当事業者が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対し次のサービスを提供します

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
 (2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合が有ります

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

次のサービスについては、食費に掛かる費用を除き介護保険給付の対象となります。

＜サービスの内容＞

- ①食事の提供 昼食12時～
- ②入浴介護
- ③排泄介護
- ④機能訓練
 - ・日常生活を送る上で必要な生活機能の維持改善のための機能訓練を行います。
- ⑤送迎サービス
 - ・サービスのご利用に、送迎が必要な場合には送迎を行います。

＜サービス利用料金＞

○通所介護(デイサービス)(1日当り)

次の利用単位表によって、契約者の要介護度に応じたサービス料金となります。

基本サービス

通常規模型通所基本介護費

区 分	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 日あたりの単位数 5時間以上6時間未満のサービス費	5 7 0 単位	6 7 3 単位	7 7 7 単位	8 8 0 単位	9 8 4 単位

加算サービス

区 分	利用単位	備 考
サービス提供体制強化加算Ⅰ	2 2 単位／日	介護職員うち勤続10年以上の介護福祉士が25%以上いる
入浴加算Ⅰ	4 0 単位／日	入浴実施日に加算
介護職員処遇等改善加算Ⅱ	9 . 2 %	基本サービスと加算サービス合計を足した単位数に乘じる

※ 介護職員処遇改善加算の小数点以下は四捨五入します。

減算

区 分	利用単位	備 考
送迎減算	－ 4 7 単位	事業所が送迎を行わなかった場合
同一建物減算	－ 9 4 単位	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護サービスを行う場合

利用料金

1 利 用 料 金	2 介護保険から給付される金額	3 サービスに関わる自己負担額 $1 - 2 = 3$
介護職員処遇改善加算を含めた単位数に10.14を乗じた数	利用料の9割 ※一定以上の所得がある方は利用料の8割または7割となります	利用料の1割 ※一定以上の所得がある方は利用料の2割または3割となります

※ 地域区分 廿日市市 7級地（1単位＝10.14円）となります。

※ 少数点以下は切り捨てします。

☆ 要介護の認定を受けておられない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護の認定をうけられた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅介護サービス計画が作成されない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象外のサービス

次のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食費 700円

②介護給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

③通常の事業実施地域外への送迎費用

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、事業実施地域の境界を起点に1kmを超える毎に50円を加えた額をいただきます。

④時間延長サービス代

時間を延長して利用された場合には、延長1時間につき500円いただきます。

⑤オムツ代

用意されていない場合には、オムツ代の実費をいただきます。

⑥複写物等の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には一枚につき20円の実費をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の利用料金費用は、次のとおりお支払い下さい。

1月ごとに計算し、翌月15日前後にご請求いたしますので、請求のあった月の25日までに次の方法でお支払い下さい。

① 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：佐伯中央農協、郵貯銀行

②下記指定口座への振込

利用事業種類	金融機関名	口座番号・受領者（口座名義人）
通 所 介 護	ひろしま農業協同組合 津田支店	(普通)0014432 デイサービスセンターゆうわせせらぎ園

※金融機関の手数料(引落とし・振込み)は、契約者の負担となります。

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、都合によりサービスの利用中止又は変更、もしくは新たなサービス利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までにお申し出下さい。
- サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

5 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

本園お客様相談コーナー	電話番号 0829-74-4700 FAX番号 0829-74-4705 窓 口 山崎文江 対応時間8：30～17:30
-------------	---

○利用者からの相談・苦情に対応するため講ずる措置の概要

(1)円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情を受けた管理者（窓口）は、直ちにさいきせせらぎ園総施設長等に報告し、聞き取りなどの方法で調査を開始します。調査にあたっては、ご契約者とその関係者から公正で公平な立場に立って意見等を伺います。
- ② 管理者は、苦情処理対策会に詳細な苦情内容を報告します。
- ③ 苦情処理対策会の組織は、さいきせせらぎ園総施設長を最高責任者とし、施設長、事務長・所長、各課長・事務長その他の職員をもって構成されます。
- ④ 苦情処理対策会は、管理者の報告とサービス提供実施職員からの事情説明、意見等をもとに協議を行い、必要な措置を講じます。また、内容によっては法人役員、評議員会に報告を行います。
- ⑤ 苦情内容が、県、保険者、国民健康保険団体連合会等に関連したものであれば連絡、報告を行います。また、賠償等が発生するものであれば適宜法律の専門家に相談します。

(2)その他の参考事項

- ① 苦情から必要な措置が講じられるまで、時間を置かず迅速に対応します。
- ② 窓口で苦情内容の優劣等の判断を行うことはありません。些細な内容と思われても必ずさいきせせらぎ園総施設長等に報告します。
- ③ 苦情内容は必ず記録し、その後の経過、討議、処理内容等を記録します。
- ④ 苦情そのものが発生しないように、知識技能を高める研修を行い利用者に信頼を得られるようにします。

○公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

廿日市市役所 高齢介護課	所 在 地 廿日市市新宮1-13-1 電話番号 0829-30-9155 FAX番号 0829-20-1611 対応時間8：30～17:15
広島県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所 在 地広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号082-554-0783

○苦情解決第三者委員

氏 名	電話番号
藤澤 美百合	080-3888-9205
永尾 好彦	0829-72-1871
大西 美千代	0829-74-0553

6 虐待防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行います。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行います。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを廿日市市に通報する。

7 自己評価について

- (1) 年1回自己評価を実施します。

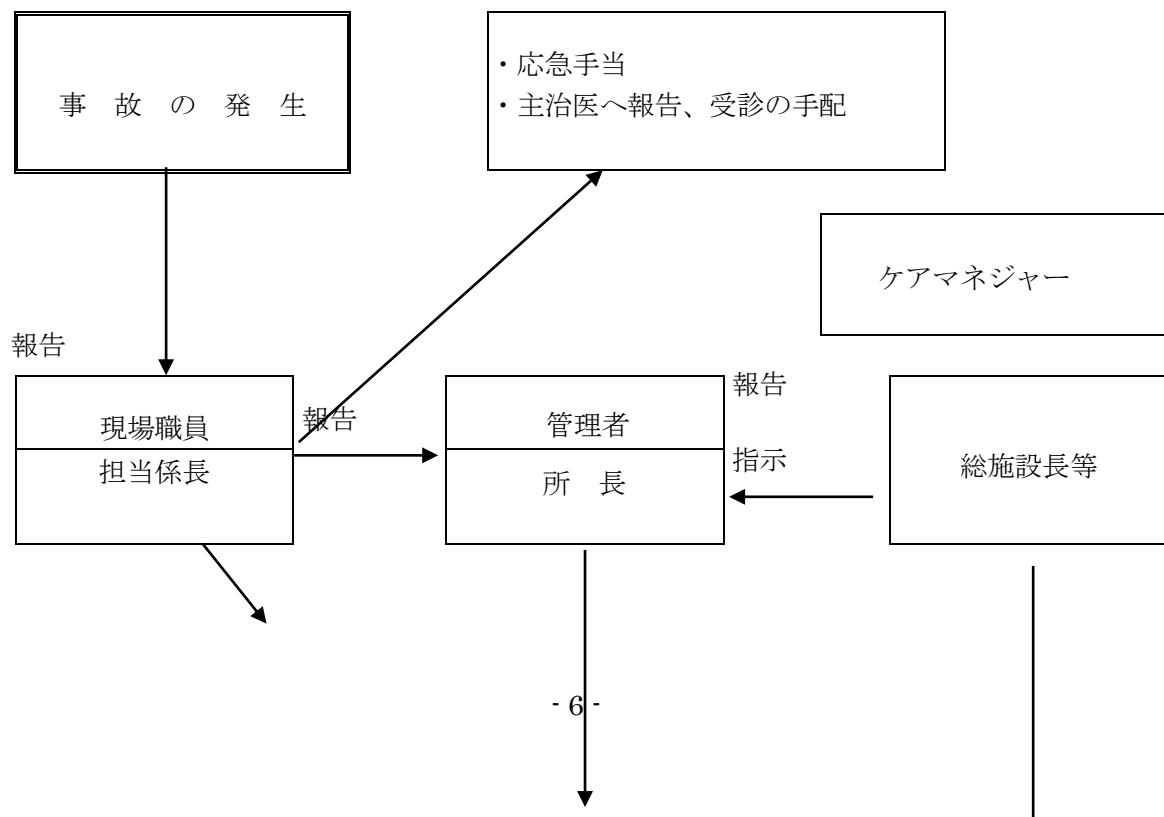
8 第三者による評価について

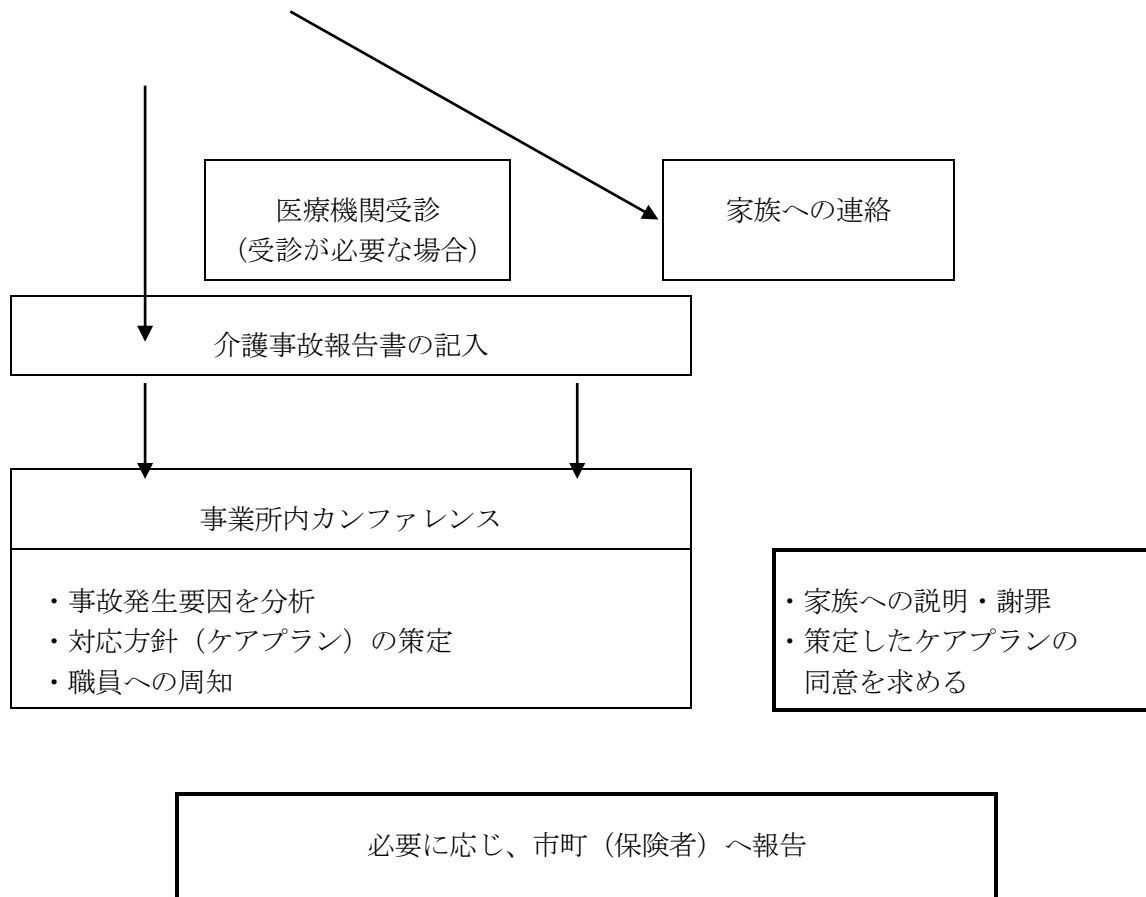
第三者による 評価の状況	① あり	実施日（直近）	令和3年11月25日
		評価機関の名称	広島県シルバーサービス振興会
		結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		

9 介護事故発生時の対応

○万一介護事故が発生した時は、下記「事故発生後の対応フローチャート」の要領で適切に対応します。

事故発生後の対応フローチャート





<重要事項説明書付属文書>

1 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート3階建
- (2) 建物の延べ床面積2,882.2㎡
- (3) 併設事業
〈介護保険法〉
 - ・指定認知症対応型共同生活介護
 - ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護

2 職員の配置状況

<配置職員の職種>

【管理者】常勤兼務で配置しています。

従業者の管理及び利用に係わる把握と管理を一元的に行います。

【介護職員】

ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

常勤兼務の介護職員 1 名

非常勤兼務の介護職員 7 名

【生活相談員】

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

常勤専従の生活相談員 1 名

非常勤兼務の生活相談員 5 名を配置しています。

【看護職員】

主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。（機能訓練指導員が兼務します）

常勤兼務職員 1 名

非常勤兼務の介看護職員 2 名

【機能訓練指導員】

日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。（看護職員が兼務します）

常勤兼務職員 1 名

非常勤兼務員 2 名

3 契約締結からサービス提供までの流れ

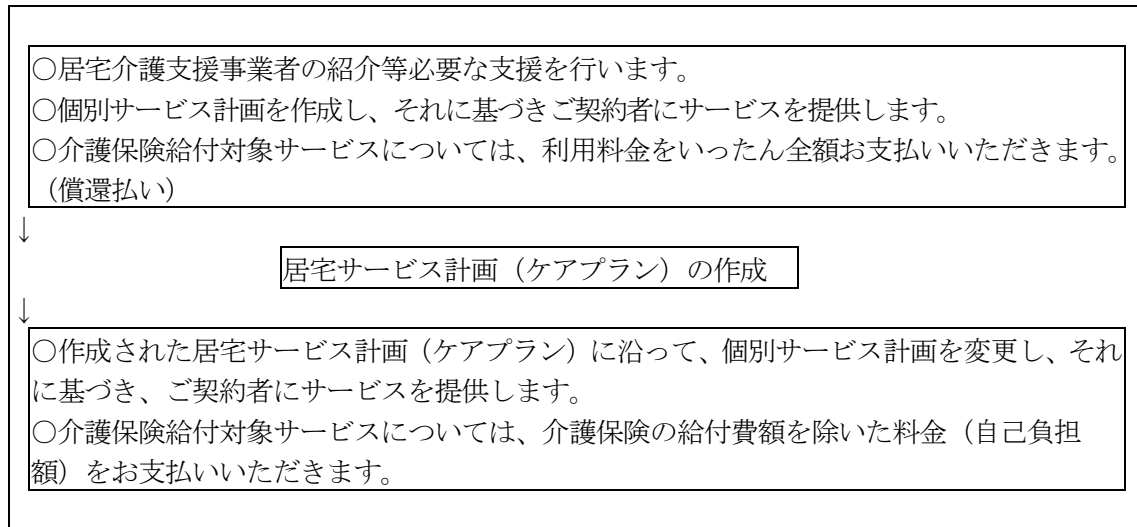
ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下「個別サービス計画」という。）に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは、次の通りです。（契約書第 3 条参照）

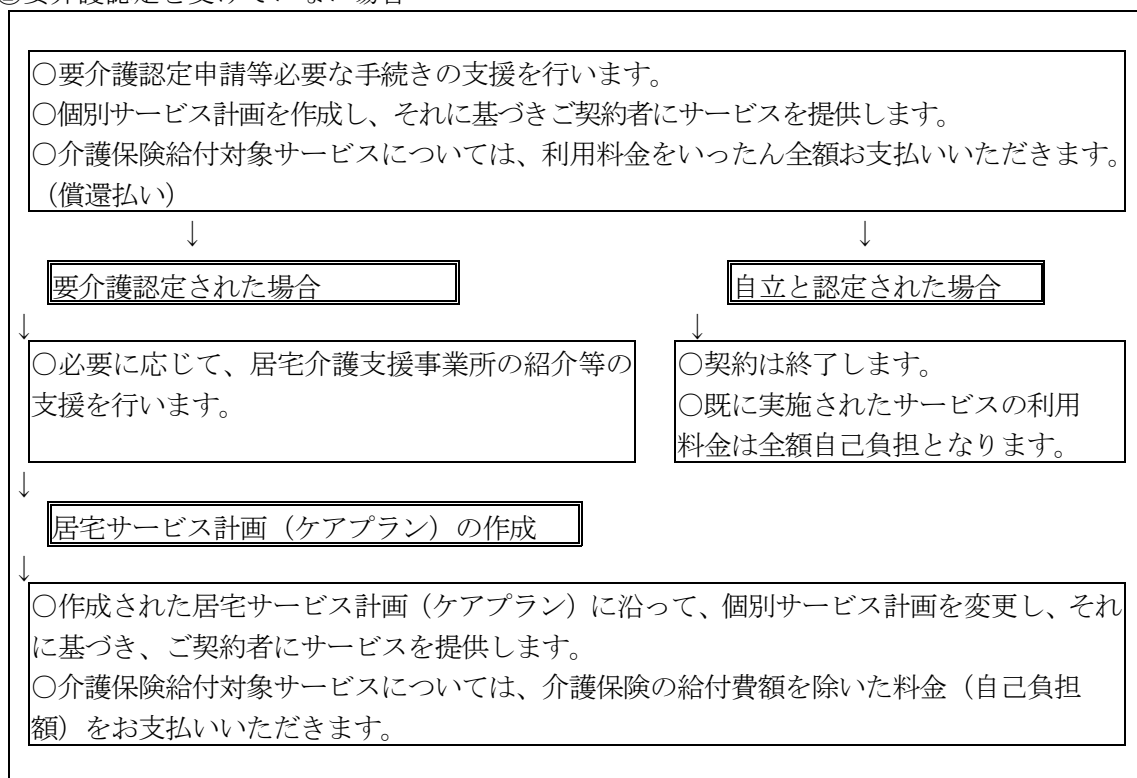
- | |
|--|
| ① 管理者は、ご契約者の個別サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を実施させます。 |
| ↓ |
| ② 管理者は個別サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。 |
| ↓ |
| ③個別サービス計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更します。 |
| ↓ |
| ④個別サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。 |

ご契約者に係る「居宅サービス計画」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4 サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全確保やプライバシーの保護に配慮するなど、契約書第14条～第16条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。① ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。

② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、ご契約者から聴取、確認のうえでサービスを実施します。

③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管すると共に、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥ ご契約者へのサービス提供時において、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な処置を講じます。

⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者、ご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5 事業所の利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、快適性・安全性を確保するため、次の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

タオル、着替え等社会通念上持ち込むことが適切と思われるもの以外は、原則として持ち込むことができません。

（2）施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意及びわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していたるか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全性等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他のご契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○喫煙について、原則禁煙です。

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

- 11 -